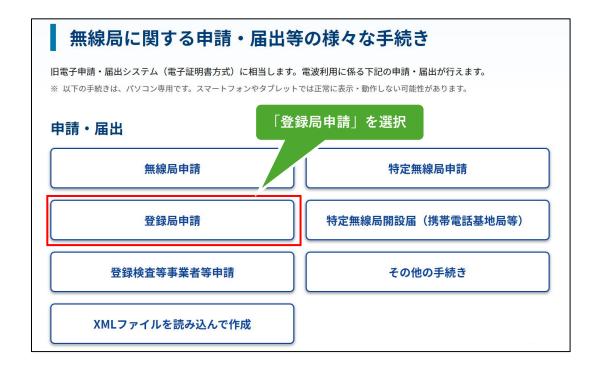
簡易無線局包括登録局の電子申請方法







申請書								
時期報告回過過報 防災部長・会計部長等は受付不可。	申請	書			・法人は。 エ場・:	必ず登記されている。 支店等では受付不可。	本社(本店)住所で記入する 。	
申請者			影響	関東総合通信原	防災部:	長・会計部長等は受 [・]	付不可。	
# 一						中嗣 してください。	自動入力 編集	
世	別				45 - 156-150-150-150-150-150-150-150-150-150-150	(101(千代田区)		
氏名又は名称及び代表者氏名 (漢 字) 関東総合通信株式会社 関東 太郎 【代理人情報 委任 ② 委任しない ○ 委任する(電子委任状を含む) ○ 委任する(電子委任状を含まない) ヘルプ 【電波法第27条の23第2項第1号への該当の有無 欠格事由 ② ○ 有 ② 無 ② ○ 有 ② 無 ② ○ 年内に電波法に違反違反したことがない場合は、「無」を 「無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲 ③ ヘルプ ※ 「全総合通信局(全国)」を ※ 「金融公園区分 ▼ との当成日 ▼ 「金融の別県 ▼ 「金融の別県 ▼ 「本区町村 ▼ 「金町村 ▼ 「金町村 ▼ 「金町村 ▼ 「金町村 ▼ 「金町村 ▼ 「金町 会	住所			∓ (102 - 8795)				
代理人情報			及び代	(フリガナ) カ	ントウソウゴウツウシンカブシ	キカイシャ カントウ タロウ		
 (できない) では、				(漢 字) 関	東総合通信株式会社 関東 太	郎		
電波法第27条の23第2項第1号への該当の有無 欠格事由 ② ○ 有 ③ 無 ② 年内に電波法に違反違反したことがない場合は、「無」を 無線局に関する事項	代理	里人情報	ž		委任する(電子	子委任状を含まない) 	の場合は、委任状の添付が	
欠格事由 ②有 ②年内に電波法に違反違反したことがない場合は、「無」を 1 無線局に関する事項 無線設備の規格 デジタル簡易無線局 無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲 ○ 八ルブ 追加 ②集 2 適加 ②集 2 選択 数備設園区分 収 選択 数備設園区分 収 おおおおおおい場合は、「無」を 「全総合通信局(全国)」を 本道府県 本 本道府県 本 本道府県 本 本道府県 本	委任			● 委任しない ○ 委任する(電子委任状を含む) ○ 委任する(電子委任状を含まない) ヘルプ				
無線局に関する事項	電池	皮法第2	7条の23第	2項第1号へ	の該当の有無			
無線設備の規格 デジタル簡易無線局 ・無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲 MA ヘルブ ・ 通加 編集 複製 削除 全削除 全総合通信局(全国) 全都道府県 MA 投稿設置区分 ▼ 総合通信局 ▼ 都道府県 ▼ 市区町村 ▼	欠格	事由	必須	○有●無	2年内に電	波法に違反違反した	ことがない場合は、「無」を	
無線設備の規格 デジタル簡易無線局 ・ 無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲 MA ヘルブ ・ 連加 - 24総合通信局(全国) 全部道府県 - 32加 - 32加 - 32加 - 32 - 3	無無	泉局に関	する事項					
無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲				デジタル簡易無	線局			
選択 設備設置区分 ▼ 総合通信局 ▼ 都道府県 ▼ 市区町村 ▼	無絲	泉設備を	設置しようと	≟する区域又は	多動範囲 🔯 ヘルプ		「全総合通信局(全国)」を	
			追加	植集	複製 削除	全削除全総合通信	局(全国) 全都道府県 🔼 🗸	
AND THE PROPERTY OF THE PROPER	2		and the second second second second	ⅰ設置区分 ▼		都道府県 ▼	市区町村	
	4		移動範囲		北陸総合通信局			

移動範囲

移動範囲

移動範囲

近畿総合通信局

中国総合通信局

四国総合通信局

5

6













1 2 無線局事項書及び工事設計書(別表第二号の五) ■ 無線局の種別 種別 簡易無線局 補足なし 種別補足 使用を開始する見込みの日にちを記入。 ■ 4 運用開始の予定期日 7 年 10 月 運用開始の予定期日 🔯 令和 1 日 ■ 5 希望する登録の有効期間 希望する登録の有効 年 月 日□ 目的:簡易な業務 開設の目的コード:一般業務用 ■6開設の目的 目的 必須 簡易な業務 ヘルプ 開設の目的コード1 一般業務用 開設の目的コード2 開設の目的コード3 開設の目的コード4 ・ 無線局の目的・通信事項一覧 ヘルプ 追加 コード 選択 無線局の目的 通信事項 使用予定の無線機の台数を記載。 実際の運用は、この数より増えても問題はありません。 ■ 9 備考 局へルプ 見込み開設局数 0/2500 ヘルプ 備考 入力内容確認後、「入力完了」を押下 マイページに戻る 一時保存

申請 > 申請書 > 入力確認 > 入力完了

登録局申請

■ 一時保存

ここまで入力したデータを一時保存する場合は、

- 一時保存名を入力して、「入力内容を保存する」ボタンを押してください。
- 一時保存名を入力しない場合、「タイトル未設定」として保存されます。
- 一時保存した申請を再開する場合は、「作成中の申請を再開」から保存時の一時保存名を選択してください。

一時保存名 タイトル未設定

入力内容を保存する

■ 送信確認

データを送信する場合は、「送信」ボタンを押してください。

入力内容を確認・印刷する場合は、「内容確認」ボタンを押してください。

内容を修正する場合は、「編集」ボタンを押してください。

編集

チェック状態	済			
申請者名	関東総合通信株式会社			
宛先	関東総合通信局長			

※ チェック状態が「未」となっているデータは、入力画面で「入力完了」ボタンを押していないため データ・チェックが行われていません。

「送信」する場合は「編集」ボタンから画面を開き、入力内容の確認後に「入力完了」ボタンを押してください。

マイページに戻る

入力内容確認後、「送信」を押下

送信

内容確認